

Ⅶ その他の留意事項

名証は、上場会社に対して情報の開示の充実や個人投資者層の拡大の観点から、上場関係の諸規則（有価証券上場規程等）や上場会社代表者宛の要請等という形で、いくつかの事項を求めています。したがって、これから上場会社となる申請会社に対しても、投資者保護等の観点から、以下の事項についての対応をお願いしています。

1 企業行動規範

上場会社には、証券市場を構成する一員としての自覚のもと、会社情報開示の一層の充実により透明性確保が求められることに加えて、投資者保護及び市場機能の適切な発揮の観点から、適切な企業行動が求められることから、有価証券上場規程において企業行動規範が制定されています。

企業行動規範は、上場会社として最低限守るべき事項を明示する「遵守すべき事項」と、上場会社に対する要請事項を明示し努力義務を課す「望まれる事項」により構成されており、「遵守すべき事項」に違反した場合には公表措置等の実効性確保手段の対象となります。

(1) 遵守すべき事項

- ・ 書面による議決権行使等の義務
- ・ 上場外国会社における議決権行使を容易にするための環境整備に係る義務
- ・ 取締役会、監査役会又は委員会、会計監査人の設置義務
- ・ 独立役員の確保義務
- ・ コーポレートガバナンス・コードを実施するか、実施しない場合の理由の説明
- ・ 社外取締役の確保義務
- ・ 会計監査人の監査証明等を行う公認会計士等への選任義務
- ・ 業務の適正を確保するために必要な体制整備の決定義務
- ・ 第三者割当に係る遵守事項
- ・ 流通市場に混乱をもたらすおそれのある株式分割等の禁止
- ・ MSCB等の発行に係る遵守事項
- ・ 買収への対応方針の導入に係る遵守事項
- ・ MBO等の開示に係る遵守事項
- ・ 支配株主との重要な取引等に係る遵守事項
- ・ 内部者取引の禁止
- ・ 反社会的勢力の排除
- ・ 流通市場の機能又は株主の権利の毀損行為の禁止

(2) 望まれる事項(努力義務)

- ・個人株主の確保
- ・望ましい投資単位の水準への移行及び維持
- ・コーポレートガバナンス・コードの尊重
- ・取締役である独立役員の確保
- ・独立役員等に関する情報の提供
- ・議決権行使を容易にするための環境整備
- ・内部者取引の未然防止に向けた体制整備
- ・J-I R I S Sへの情報登録
- ・反社会的勢力排除に向けた体制整備等
- ・会計基準等の変更等への的確な対応体制の整備
- ・決算内容に関する補足説明資料の公平な提供

(規程第431条～第458条)

2 会社情報の開示について

(1) 1株当たり指標の遡及修正数値の開示

1株当たり指標（1株当たり当期純利益、1株当たり純資産額、1株当たり配当額をいいます。以下同じ。）は、重要な投資情報のひとつとして、投資者に広く利用されています。

そこで、名証では、申請会社が株式分割等を行っている場合には、1株当たり指標の投資情報としての継続性を担保する観点から、「新規上場申請のための有価証券報告書（Iの部）」に1株当たり指標の遡及修正数値を開示することを要請しています。

(2) 公告すべき事項の広範な周知について

会社法上、株式会社には計算書類、募集株式の割当に関する事項等に関する公告義務が課されており、官報又は時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲げること、又は電子公告により行うことを定款に規定することができるものとされています。

会社法の定めに従えば、官報や一部地域のみで販売されている日刊紙の地方版に公告を掲載することで足りることとなりますが、上場会社の株式は不特定多数の投資者の投資対象となっていることを考慮しますと、会社の公告すべき事項については、より広範な周知に努めていただくことが必要です。

そのため、審査期間内に提出していただく定款や登記事項証明書等により、広範な公告の方法を定めたことを確認することとなります。

広範な周知方法としては、例えば、公告紙として日刊新聞紙の全国版を採用する方法、電子公告を採用する方法、インターネット上の自社ホームページへの掲載を行っていただく方法があります。